## 〈書評〉

根村直美著

『現代倫理学の挑戦

――相互尊重を実現するための自己決定とジェンダー』

(学術出版会 2013年 280頁 ISBN 978-4-284-10400-5 6,400円+税)

## 山本 千晶



本書は自己決定概念を鍛え直し、そのような「自己決定」概念を用いて、ジェンダー問題と自己決定が交差する問題に対し倫理学からの立場を示そうとするものである。

バイオエシックスがパターナリズムに陥りがちな「医の倫理」に抗し、患者の「自己決定」を主張したところから誕生した学問領域であるとするなら、本書が自己決定概念の検討から始めることは当たり前にすぎるのだろう。とはいえ、バイオエシックスになじみのない読者に取っては、著者が行おうとする「自己決定」概念の鍛え直しにこれほどの紙幅が割かれていることは、いくぶんもどかしさを感じるかもしれない。しかし、第 I 部では自己決定概念に焦点化されているものの、そこでは近代的主体概念そのものの問い直しが射程に含まれていることは明らかである。このような問題関心は、とくに法学や政治学の分野で盛んに議論されてきたなじみ深いテーマでもある。理性的で状況に左右されない"強い"主体像をモデルとした従来の理論や制度に対し、力関係の中で状況に応じて個々の決断を下していく現代的な主体像が提示されてきた。とくに、近代的主体概念が男性性と密接に結びついていることを批判的に検証してきたのはフェミニズムの重要な仕事の一つでもある。本書で行われる自己決定概念の問い直しも、そのようなアカデミズムの流れに位置づけられる。その点で、第 I 部における議論は、バイオエシックスの分野にとどまらず、主体概念の再構築に着手するあらゆる領域で重要な貢献をなすものである。

また、自己決定という考え方が現代社会においていかに重要であるかがより明確になるのが第Ⅲ部である。第Ⅲ部で取り上げられる遺伝子診断や出生前診断、人工妊娠中絶をめぐっては、それが「やむをえない決定」であるにもかかわらず、「自己決定」という名の下に女性が自ら進んで選び取っているかのような自己決定権の言説がつくられ、女性がこの"新たな"優生思想の矢面に立たされてきた。したがって、第Ⅲ部まで読み進めることにより、第Ⅱ部で著者が行うジェンダー・パースペクティブの精緻化の意図がより詳らかになるであろう。

以下、章を追って詳述していこう。

第 I 部「バイオエシックスにおける〈自己決定〉概念」で探求されるのは、次のようなテーマである。すなわち、私たちは関係性に組み込まれた「具体的他者」である限り、その決定も常に社会的に条件づけられており、真に自律的な自己決定なるものは存在しないのではないのか。そこで著者は「〈自己決定〉という概念を放棄することではなく、今一度「具体的個人」としての患者が主役になることを切り開くものとしてその概念を再構築すること」(本書 p.18)を試みる。

通常、私たちが「自己決定権」の主張において想定するのは「他者による拘束の不在」(社会的自由)

という意味での自由である。一方、「自由」という場合、2つ以上の選択肢をもつことが物理的にも心理的にも妨げられていない(選択の自由)場合を想定することもできる。この場合、どちらの選択肢を選ぶかという状況下において自己の「能動性」が立ち現れてくる。たとえ社会に埋め込まれた自己であったとしても、「〈自分自身〉で決めたという感覚を持つこと」は可能であり、「自己決定」とはそのような「個々人の一人称的なパースペクティブにおける『決定』の経験を表す概念」として再定義されるのである(本書 p.23)。したがって、医療の現場において自己決定権を主張することは、単に本人の同意のない行為を禁じるだけにとどまらず、「選択の自由」が確保されているかどうか、そのような社会的環境まで問題化する視座となるのである。

第 $\Pi$ 部「倫理学的考察と〈ジェンダー〉概念」では、まず、倫理学において必要とされるジェンダー・パースペクティブの精緻化が行われる。バイオエシックスは医療や看護への問題関心から、とくにギリガンに代表される「ケアの倫理」が受容されてきた。ギリガンは、"女性の声"に耳を傾けることで、従来の知の枠組みでは捨象され、あるいは劣位におかれてきた異なる価値を発見し、既存の男性性中心の知のあり方を問い直した。著者は「ケアの倫理」から出発しつつも、このような価値が女性に割り振られ固定化されることを回避するため、現行の性別秩序の改編を射程に含むジェンダー・パースペクティブの必要性を主張する(本書 p.116)。

ここで重要となるのが第 I 部での自己決定概念であり、第 I 部後半では、そのような概念のもとで立ち現れる主体像がよりいっそう明確にされる。フーコーやムフの主体概念を経由しながら、「自己」とは「絶対的な統一性をもつ主体」ではなく、かといって一方的に「特定の言説により構造化され続ける主体」でもない、そのような常に同定されうる何かではなく、「社会的に関係性が編成される言説の場において構築されるもの」である(本書 p.160)。そのような「自己」とは、第 I 部で考察した、関係性に埋め込まれていながらも、抵抗し、交渉し、妥協しながら「一人称的なパースペクティブ」において"自己"決定を行おうとする主体でもある。まさにこのプロセスは、女性と男性の非対称的関係を変革する可能性、すなわち現行の性別秩序の改編を可能とするダイナミズムとなりうる。

本書で提示されるジェンダー・パースペクティブにおいて、「女性の声」を聞くことの意義を認めつつ、一方で、それが規範的な価値として主張されるとき、女性と男性の関係性における非対称性が固定されてしまうジレンマを回避することが目指される。女性に不利益が多い現状を考えるなら、ここで目指される「性別秩序の改編」はジェンダー中立的な課題ではありえず、「"男性の"論者が問題を共有する形でのジェンダー・パースペクティブ」(本書 p.116)となりうるかどうかは疑問の余地が残る。しかし、既存の理論や制度において暗黙裡に男性主体が想定されていることを鮮やかに暴いてみせたフェミニストたちも、それに変わるオルタナティブの主体像を提示する段階では、前述のジレンマに陥ってきたことを考えるならば、「自己決定」や「合意」という近代的主体概念を前提とした概念を再解釈し、現代的な主体像とより親和的な概念として再定義する本書の意義は大きい。

第Ⅲ部「〈自己決定〉概念と〈ジェンダー〉概念の交差点」は、いわば各論に該当する。筆者も述べているように、本書は章ごとにある程度独立しているので、興味のある章を選んで読んでも十分に理論的知見を得られる。しかし、バイオエシックスを専門としない読者が第Ⅲ部まで通読することにより、バイオエシックスという学問領域がいかに現代社会における広範で重要な局面と関わっているのかを痛感することになる。それは、(障害の有無の問題を含むような)健康や医療の分野に私たちの関心が高まっていることの表れでもあるのだろう。

近年、出生前診断や遺伝子検査がもたらすであろう"倫理的"問題がいたるところで指摘されているが、これらの問題に対し、ジェンダー概念を経由した本書が倫理学としていかなる議論を展開するのか。「望む子ども」をもつ試みは「子どもを手段化=自分のための道具にするような心性に支えられている」(本書 pp.202-3)という「倫理学的考察」が行われる。もちろん、その動機には、妊娠や出産が「女性の問題」として考えられ、どのような子どもを育てたかが当該女性の「評価」に直結するようなジェンダー不平等な社会構造があることも十分に検討されている。だが、「〈障害〉のある子どもを産むことに関して、サポートが物理的にも心理的にも十分に整備された社会状況を仮定する」ならば、このような状況において障害のある子どもを産まないという決定をすることは、特定の性質をもった人間を排除しようとする「〈優生思想〉と呼んで差し支えない」という立場が示される(本書 pp.226-7)。

障害のある子どもを育てるための手厚い国家的支援が、一方で出生前検査や障がいのある胎児の中絶と同時並行して行われることで実現される状況も想定でき、このような「仮定」はいささか単純にすぎるのではないかという違和が残る。また、妊娠や出産、中絶の決定が依然として「女性の問題」と考えられている現実の社会において、本書を含む出生前診断に対する倫理学的評価によって構築される言説そのものが、ジェンダー非対称的に作用することはないのであろうか。生殖をめぐる倫理学的、規範的言説もジェンダー/権力の磁場となりうる可能性について、ジェンダー・パースペクティブからのより鋭い分析を期待したい。

同様の指摘は、本書終章で行われるドイツの人工妊娠中絶法に対する倫理学的な分析にもあてはまる。中絶に関する法律は、第一に妊娠する女性に直接影響を及ぼす。「妊娠を継続するように女性を励ます努力によって導かれた相談」は、倫理学的に評価されるものかもしれないが、このような規定は法律であるかぎり罰則を伴う義務である。そして、妊娠葛藤相談を受けない限り女性は中絶をすることができないとするなら、人工妊娠中絶に関わる法律は決してジェンダー中立的ではない。だからこそ、その評価には、よりジェンダー・パースペクティブが必要とされているとも言える。倫理学のジェンダー・パースペクティブからのさらなる展開と発展に期待したい。

(やまもと・ちあき/お茶の水女子大学非常勤講師)